

小型船舶(プレジャーボート等)の NACCS の利用について

令和 6 年 4 月 1 日
関東小型船安全協会事務局

NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) は、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号)」に基づき、同法第三章に規定する輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCS センター」という。)が行っている「入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム」です。

このシステムは、船舶・航空機(乗員を含む。)について、税関その他関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務を一元的に処理しており、港湾・空港における物流情報等を総合的に管理するプラットフォームシステム(いわゆるシングルウィンドウによる業務処理を目指すもの)として利便性の向上を図るものです。

これは、これまで企業(船社、船舶代理店)を対象に運用されてきましたが、今般、関係省庁の了解を得た上で、主務官庁である財務省関税局総務課から「個人でも NACCS を利用が可能であり、その場合には利用申込を行う必要があるが、利用申込方法等については、NACCS センターに問合せいただきたい。」旨の回答を得ました。

この回答を受けて、NACCS センターに問い合わせたところ、同センターからも「NACCS システムは、個人での利用が可能」であり、その場合の申込み方法及び利用方法について説明を受けましたので、利用する場合のポイントを説明いたします。

1. 個人で NACCS を利用するには、利用契約が必要で自分のパソコンにより インターネット経由(net NACCS)で利用可能です。

利用手順は、まず、NACCS 公式ホームページの NACCS 掲示板の「申込手続き(NSS)」を開いて申込みを行います。具体的な利用申込みの手順は、同ページの「3 NSS の利用方法(利用申込)1-1 新規申込」をクリックし、そこに表示される NSS 入力手順書の「1 net NACCS を利用する場合」の pdf に申込み手順が記載されています。ここで新規に申し込む際には、企業名の記載欄に個人名を記入します。

2. NACCS の業務内容(入出港手続)は、NACCS 掲示板の上欄にある「NACCS 業務使用・関連資料」を開いて、左欄の海上システム業務資料をクリックすると「入出港業務の入出港の PDF」があるので、それをクリックすると「NACCS 業務資料 海上編 【入出港】」に示されています。なお、総トン数 20 トン未満の日本船舶は港則法に基づく入出港届は必要ありません。
3. システムの利用料金は、NACCS 掲示板にある B プラン(従量)を選択してもらうと出入手続き関係は原則無料です。(NACCS 業務資料海上編【入出港】73 ページ参照)
4. 但し、NACCS システムは本邦領域内での運用が前提とされ、本邦の領域外でのサポートは行っていないとのことです。

なお、NACCS を利用しての出入手続きのタイミングについては、国土交通省港湾「港湾関連手続きの送信タイミング」(複数の行政機関へ一回で送信可能)参照のこと。

港湾関連手続の送信タイミング

手続名	現 行	シングルウィンドウ化後
入港通報	入国管理局 (入港する24時間前まで) 検疫所 (検疫港に近づいたとき)	入港する24時間前まで
入港届	税関 (入港の時から24時間以内) ※入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 検疫所 (検疫所長は書類の呈示を求めることができる) 港長 (入港したときは、遅滞なく) 港湾管理者 (各自治体毎の条例による)	入港の時から24時間以内 で、かつ、着岸後遅滞なく
出港届	税関 (出港しようとするとき) ※入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 港長 (出港しようとするとき) 港湾管理者 (各自治体毎の条例による)	出港しようとするとき
乗員名簿 (乗組員氏名表) 乗客名簿 (旅客氏名表)	税関 (税関長は書類の提出を求めることができる) 入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 検疫所 (検疫所長は書類の呈示を求めることができる)	必要となる手続と同様のタイミングで

※関税法第2条で定める外国貿易船 (外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶) の場合を示す。

タイミングを統一することで、複数の行政機関へ一回で送信可能！

(出典 国土交通省 港湾局資料)

注 総トン数 20 トン未満の日本船舶は港長へ入出港届は必要ありません。

5. また、海外からの NACCS の利用(外国籍船を含む。)に関しては、財務省関税局から、次のとおり回答されています。

NACCS を利用する方法としては、①NACCS ネットワーク経由（インターネット接続のできない専用アクセス回線を使用）と②インターネット経由の2つの接続形態があるが、そのどちらも海外からの利用を想定した技術的な検証等を行っておらず、また、海外（公海を含む）からの利用のサポートも行っていないことから、仮に海外からの利用をサポートする場合には、そうした技術的な検証等を行う必要があり、その対応には多大な費用等を要するものと想定されており、現時点において実現することは難しく、今後の NACCS サービスの機能追加にかかる検討等において参考としたい。

従って、これについては引続き協議をしてまいりたいと考えています。

6. なお、人(旅客)のみの場合は、現在「Visit Japan Web サービス」があり、このサービスでは、入国手続き「検疫」「入国審査」「税関申告」「免税購入」について、日本に帰国される方のほか、海外から入国される方も利用できます。